

公益信託 若林彊記念奨学育英基金

2024 年度 募集要項

この公益信託は、前途有為の学生の育成に寄与することを目的として、優れた才能をもちながら経済的事情から修業困難な大学生を対象にした育英事業を行い社会公益への還元を図るために個人の篤志家によって設定されました。

1.奨学生の資格	宮城県内の高校を卒業し、県内外の大学に在学する大学生及び、宮城県外の高校を卒業し、宮城県内の大学に在学する大学生で、学業・人物共に優秀な者であつて、経済的事情により修学困難な者。
2.奨学金の額	原則として月額30,000円を給与（返済の必要はありません）
3.給付時期・方法	(1) 給付時期：毎年度4,7,10及び1の各月を給付月とし、以降3ヶ月分に相当する金額を給付する。新たに奨学生となった者に対しては、当該年度の4月以降給付月の前月までの経過月数に相当する金額を、給付月に加算して給付する。 (2) 給付方法：奨学生の指定する銀行等の本人口座に振込むものとする。
4.給付期間	奨学生が在籍する大学の正規の最短修業期間とし、中途より給付の場合はその残りの修業期間を限度とする。なお、奨学生が休学又は長期欠席したとき等、奨学生としての資格を失ったときは、奨学金の給付を休止、停止あるいは廃止する。
5.募集奨学生数(予定)	若干名
6.申請手続 2024年5月15日(水) 〆切	・ 受給希望者は、①奨学金申請書 ②学業成績証明書（1年生については高校卒業時のもの）③前年の収入状況を証明する書類（次頁参照）を、在籍する大学を経由して受託者に提出する。 ・ 申請書類の提出期限：2024年5月15日（水） ・ 申請書類の提出先：下記提出先あてに郵送
7.奨学生の選考・決定 及び通知	(1) 選考方法：奨学金給付申請書類（前記 6.①、②、③）を運営委員会に付議し、その選考と勧告に基づき奨学生を決定する。 (2) 決定通知：選考結果を在籍する大学を経由し申請者に通知する。
8.報告書の提出	奨学生は、在籍する大学を経由し、毎学年の修了後遅滞なく近況報告書を受託者に提出する。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
若林彊記念奨学育英基金 申請口
TEL 03-5232-8910（受付：平日 9 時～17 時） FAX 03-5232-8919

※ 「奨学金申請書」の奨学金を必要とする理由欄には、次の事項を具体的にご記入下さい。

- 1) 奨学金の必要性および緊急度
- 2) 家族の状況、両親の状況等
- 3) 本人の努力の程度（アルバイト等）
- 4) その他年収欄等には書き切れない事情を適宜記入

(※) 公益信託とは

個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。